

新型コロナウイルスワクチン接種による副反応等の対応

◆接種後の副反応への対応について

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応として、接種部位の痛みや腫れ、倦怠感、発熱、頭痛などが高い頻度で出現します。特に2回目の接種後に多くみられます。

このような症状は、2～3日で改善しますが、症状の強い場合や2～3日経過しても症状の改善されないときは「宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」に連絡する、もしくは医療機関を受診してください。

副反応の痛みや発熱には、解熱鎮痛薬を使用することができますが、病気療養中や妊娠中の方などは、飲めるお薬に限られることがあるため、かかりつけ医に相談される、または厚生労働省のウェブサイト等でご確認ください。

また、副反応の症状に対して、(症状が出る前に) 予防的に解熱鎮痛薬を内服することはお控えください。

宮城県新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター

電話：050-3615-6941 (受付時間8時45分～17時15分)

E-mail：m-side-reaction@medi-staffsup.com

厚生労働省ウェブサイト 「新型コロナワクチン Q&A」

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0007.html>

◆接種後に発熱した場合等の登校・出勤について

ワクチンによる発熱は通常(接種日を含めて)3日以内に発症し、その多くは1～2日以内に消失します。副反応による発熱なのか、それとも新型コロナウイルス感染症の発熱なのかを判断するのは困難ですが、接種後の発熱等については、以下の対応をお願いします。

① 発熱は無いが、倦怠感、頭痛、悪寒や筋肉痛などを伴う場合

- ・症状出現前の14日以内に、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触が確認されていない場合は、そのまま登校・出勤を可とします。

② 発熱がある場合、さらに発熱に加えて、倦怠感、頭痛、悪寒や筋肉痛を伴う場合

- ・登校や出勤を控えてください。
- ・次の条件をいずれも満たす状態で復帰とします。
 - 就学・就業ができる体調まで回復している。
 - 解熱している(解熱剤を8時間以内に服用していない)。
 - 新型コロナウイルス感染症を疑う症状(咳、息切れ、鼻水、咽頭痛、味覚・嗅覚異常など)がない。

※ 発熱が3日以上続く場合には、「新型コロナウイルス感染症対策(体調不良対応等)フロー」に準じた対応を行ってください。

③ 発熱の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症を疑う症状（咳、息切れ、鼻水、咽頭痛や味覚・嗅覚の消失など）を伴う場合

- ・登校や出勤を控えてください。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑い、「新型コロナウイルス感染症対策（体調不良対応等）フロー」により対応してください。

◆ワクチン接種後の感染予防対策について

ワクチンを接種した方は、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防効果は確認されていますが、感染時に他人への感染をどの程度予防できるかはまだ明らかでないため、ワクチン接種をした方も感染予防対策※を継続していただくようお願いいたします。

※感染予防対策

- ・「3つの密（密集・密接・密封）」の回避
- ・マスクの着用（マスクによる放熱の妨げと、呼吸しにくいことによって、体温が上がりやすくなりますので、こまめな水分補給や冷房機器等を活用し、熱中症にご留意ください。）
- ・石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行
- ・飲食を伴う大人数での会食や長時間の飲食は控える 等

◆ワクチン接種による就学・就業の取り扱いについて

① 就学の取り扱い

ワクチン接種後の副反応により、やむを得ず授業や定期試験を欠席した学生に対して、可能な限り収録授業の活用や講義ノート・資料のISTU等への掲載などICT機能を用いた学習機会の確保や、追試験の実施など、ご配慮いただきますようお願い致します。

② 就業の取り扱い

ワクチン接種後の副反応（発熱や倦怠感等）により、教職員の就業が困難であると認める場合は、教職員が自宅で健康観察等を行うための特別休暇（准職員等にあつては年次休暇以外の休暇で、いずれも有給）が取得できます。

特別休暇期間：ワクチンを接種した日を含め連続する3暦日の範囲内

手続き等：該当する教職員が、自らの症状等とともに、特別休暇を請求する旨を上司等の休暇承認権者に申し出ること。診断書の提出は不要。